

高知憲法会議ニュース

〈No.56号〉2026年1月30日
(憲法改悪阻止高知県各界連絡会議) 高知市丸の内2-1-10 高知城ホール3F

大軍拡・憲法改悪を止める！憲法を真ん中に確かな共同」をすすめる意思統一！

高知憲法会議総会開催

〈飯田清久事務局長〉

高市首相によるいきなりの解散総選挙。自・維政権による大軍拡政治と真正面から対決する方針を掲げる憲法会議の総会が、1月26日(月)高知市市民活動サポートセンター大会議室で開催されました。

〈情勢学習会では〉 会議の前半は、共産党はた愛県議による「県政報告と解散総選挙に向けてどう闘うか」をテーマに情勢報告でした。今回の総選挙が「論戦投げ出しの自己都合解散」であること、さらに中道改革連合とは戦争法を「合憲」、原発賛成という公明党が立憲民主党を吸収する合併であることなどを厳しく指摘。一方で高知市議団が



実施したアンケート調査で9割の人が「生活が苦しくなった」と訴えている実態を明らかにし、今回の総選挙は「憲法をド真ん中に据える政治決戦」と位置づけ平和とくらしを守るたたかいかいであると強調しました。さらに米トランプ政権言いなりにすすめる日本の軍事基地化の現状や2026年度に目論まれている防衛増税の問題点を明らかにしました。また県政分野では浜田県政の現状を詳しく分析、自民・維新の国追随姿勢や「共感と前進」と言うがトップダウンが際立つ政治手法、さらには消防の一本化問題や新体育館問題などに見られる公共ないがしろ・自治体解体の県政などについて、詳しい調査や聞き取りにもとづいたわかりやすい話があり、総選挙ともにと一緒にたたかわられる県議補選勝利の意思統一の場となりました。

〈2026年総会では〉 事務局から日々激動し右傾化を強める国内外の情勢の中で、憲法会議の運動の基本である「憲法改悪に反対し、9条をはじめ憲法をくらしに生かす運動をすすめる」「憲法を真ん中においた確かな共同をつくる」ために、とりわけ次の3点について強調した提起が行われました。そのひとつめは、県内で運動をすすめるこうち九条の会や高知県革新懇などとともに憲法署名や学習会など共同の取り組みをさらに強化することです。ふたつめは、安保法制廃止のたたかい以来市民と野党の共同の運動を蓄積してきた高知憲法アクションの取り組みを、今日の情勢に合わせて質的・人的に高めていくことです。みつつめは、昨年の「特定利用港湾・空港

指定」問題で反対運動をリードし宿毛や須崎など地域のたたかいかとも結びついた「郷土の軍事化に反対する高知県ネットワーク」の運動や高知県原水協がすすめる原水禁との共同行動の前進、さらには自治体から戦争反対の声をあげ核兵器禁止条約への日本政府の参加を求める意見書」採択の運動など実践を力に、地域から平和をねがい戦争に反対する声を結集する運動を前進していくことです。

なお、高知憲法会議はこれらの取り組みを強化するひとつとして、「郷土の軍事化に反対する高知県ネットワーク」に組織加盟することが提案され満場一致で承認されました。

<参加団体による討論では> 「特定利用港湾問題では、地域のたたかいかいをまとめる全県的な運動が必要（県退教）」「高市人気で浮かれている人にしっくり平和な気持ちと話している（新婦人）」「学校現場への自衛隊白書配布問題の取り組み（県教組）」「まんぷくプロジェクト食糧支援に多くの留學生が参加。つながりを強めている（民青同盟）」「自衛隊員募集にかかる18歳名簿提出の現場実態（自治労連）」「高齢者大会・母親大会など続けるしんどさもあるが、止めたら改憲派が喜ぶだけ。がんばる！（母親連）」「教え子だった子どもが自衛隊に入り海自でインド洋にいる。身の危険を肌身で感じる（平和委員会）」「憲法アクションの19行動は問題共有の大切な場だった。学習会などでも活かしてほしい（高教組）」「会員が地域や短歌をとおして9条を大切さを訴えている（高退協）」など、憲法と平和・民主主義にかかわる取り組みの報告がありました。また、高知憲法会議が管理保管を任されている「憲法電車預金」について、9条の碑をつくるこちらの会や若者の憲法学習支援など今日的に意義のある運動に使ってはどうかとの提案があり、今年度中を目標に事務局会・役員会で使途案を検討し関係機関に諮ることとしました。



新しい(2025年11月版)
憲法パンフとポスターが
できました。
事務局にあります。学習会な
どにご活用ください

I. 全労連の平和と憲法を守り、いかす運動のこの間の経過

1. 「戦争国家」づくりを阻止するたたかい

全労連は、国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、憲法共同センターの三団体の呼びかけで結成した「平和、いのち、くらしを壊す戦争準備の大軍拡・大増税 NO！連絡会」の事務局団体として運動の中心を担ってきました。全国で連絡会加盟の各団体がリーフレットを活用しながら街頭宣伝などを行い、「平和、いのち、くらしを壊し、市民に負担を強いる軍拡、増税に反対する請願署名（大軍拡・大増税 NO 署名）」に取り組んでいます。署名の累計は21万8661筆（6月10日現在）となっています。

9月29日、米軍横田基地へのオスプレイ配備と飛行再開に反対する集会和デモが行われ、参加者は「オスプレイの飛行再開は許さない」「横田基地は撤去を」などと訴え、基地周辺をデモ行進しました。

2. 憲法改悪を阻止するたたかい

「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター」（憲法共同センター）は、2025年9月17日に第12回総会を開き41人が参加、排外主義に反対し、人権が守られる社会の実現、改憲勢力の議席が伸長する中、憲法を守り・いかす取り組みをすすめていくことを決意しあう総会となりました。

「世界政治のゆくえ—軍拡競争とポピュリズムの台頭にどう立ち向かうか？」と題し、新潟国際情報大学国際学部佐々木寛教授が記念講演しました。はじめに、ポリクライシス（複合危機）—崩壊する世界政治として、ウクライナやパレスチナの戦争に見られる「帝国主義」への回帰、核戦争の危機、気候危機などについて指摘しました。

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」は、11月3日、国会正門前で「今こそ平和といのちと人権を！2025 11.3 憲法アクション」を行い、2,300人が参加。アメリカ言いなりの大軍拡 NO! 改憲 NO! 安心して暮らせる社会を求めて奮闘する決意を固めあいました。

また、毎月19日に行っているは国會議員会館前の「19日行動」は、2025年9月19日は10周年を迎え、「武力で平和はつくれない！強行採決から10年 戦争法廃止!9・19 国会正門前大行動」を行い2,300人が参加し、戦争法廃止にむけ粘り強くたたかい続けることを決意しました。そして、市民連合・上智大学教授の中野晃一さんは、「トランプ政権は、排外主義の先頭を切って自由主義・民主主義的な価値観を全否定し、王様になった気分ている。そんな政権の後について戦争をすることでいうことになるか。日本が何の道理も正義もない戦争をする状況が見える。憲法はまだ変えられていない。これを軸にたたかかなければ

ならない。私たちが下からもう一回連携を作り直し、大きな共同を作っていかなければならない」と訴えました。

II. 全労連の平和と憲法を守り、いかす運動の当面の方針

1. 改憲勢力から平和憲法を守り、憲法改悪を阻止するたまたかい

戦後最悪の反動政権となる危険をはらんだ高市内閣が本格始動しました。「戦争国家」の指針となる安保3文書改定の意向を表明。全閣僚向けの指示書では、労働時間規制の緩和検討を明記するなど、早くも危険な姿を現しました。

違憲とされてきた敵基地攻撃能力の保有や軍事費の2倍化＝国内総生産（GDP）比2％への増額などの大軍拡の方向を示した安保3文書の改定を指示すると表明しました。

更に自民党だけでなく、国民民主、維新、参政党等がこぞって推進を表明し、臨時国会に提出する動きを強めている弾圧立法「スパイ防止法」に反対する運動を緊急に強めることが求められています。これは、参政党の神谷代表が「極左の考え方を持った人たちが浸透工作で社会の中核にがっぶり入っていると思う」「極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」と明言しているように、市民を監視・選別・弾圧する立法です。絶対に許すわけにはいきません。

いまこそ草の根からの市民運動を広げ、市民と野党の共闘の発展、新たな国民的共同の発展をつくり出すために、あらゆる分野、全国津々浦々で運動と共同を発展させることが喫緊の課題となっています。

① 各地で実施される宣伝行動やデモ行進などに積極的に参加し世論に訴える行動を行います。

② 職場と地域で平和と憲法の学習に引き続き取り組みます。

③ 5月3日(日・祝)に開催される「5.3憲法集会」の成功をめざします。

国公労連

レポート

国公労連 太田

1. 改憲阻止に向けた全国署名などの運動および憲法の蹂躪を許さず、守り・生かす運動の報告
12月～2月に県国公・ブロック国公など地域組織が主催する春闘討論集会でオルグを配置し、高市政権発足後の改憲をめぐる情勢やスパイ防止法、国家情報局創設の動きなど、憲法をいかし労働者のいのちやくらしを守る運動をめぐる課題についての情勢報告をつうじて全国的な認識統一を図った。
戦争する国づくりを許さず、大軍拡・新基地建設を許さないたたかいたの土台となる平和学習のため、2月20～22日に国公労連主催で「沖縄支援・連帯行動」を実施し、40名の参加があった。米軍普天間飛行場、米軍嘉手納基地、魂魄の塔などの視察や、沖縄県営平和祈念公園資料館及びひめゆりの塔での資料館見学・学習会などを行った。
2. 今後の憲法運動の推進と共同の拡大などの計画・決意
憲法を尊重・擁護する義務を負う公務労働者として、「ふたたび戦争の奉仕者にならない」のスローガンのもと学習を推進していく。
3. その他

（1）高市改憲阻止に向けた全国署名などの運動、および憲法の蹂躞をゆるさず、守り・活かす運動の報告

全労連青年部・全教青年部・日本平和委員会などとともに、若者憲法集会実行委員会の活動に力を合わせ、各地域・職場・学園での草の根の運動を進めている。

三重県のある自治体の実行委員会では、「高市政権で改憲されるんじゃないか、たまたかわないと」と同盟員たちが思いを固めて運動の中心となり、草の根での平和学習会・シール対話宣伝などを繰り返し行っている。街頭で宣伝していた際に出会った青年から寄せられた、「できるなら平和外交をしてほしい」という声をもとに、「多くの青年が今『どうしたらいいんだろう』と模索を深めている」「その時にこの地域で、『憲法を守ろう』という姿を青年が見たら、どれだけ励まされるか。絶対に共同を作れるよ」「確かに自分も情勢に對して不安だった当時、街頭でたたかう青年の姿を見つけていたら安心したと思うし、一緒にたたかたかと思う」と議論を深めていることが大きな力となっている。

先の総選挙を受けて、高市政権が国会で多数の議席を占めているいま、なぜたかいたを広げていく必要があるのか、また合わせて、たかいたを広げる条件が大いにあるのだということをよく深めていくことで、草の根での取り組みを広げる力が同盟員・青年から引き出されていることは、とても重要な教訓である。同時に、今後活動を進めていくための強化方向であると意思統一を進めている。

（2）今後の「憲法運動」の推進と共同の拡大などの計画・決意

5月31日に開催する「若者憲法集会 2026」（メイン集会のゲストは、佐藤学・東京大学名誉教授。会場は有楽町朝日ホール）を一大結節点とし、その歴史的成功に向けて、各地域・職場・学園の草の根で青年との広大な共同をつくり、若者憲法集会実行委員会でのたかいたを広げていく。

民青同盟主催で、4月11日に、日本共産党・志位和夫議長を講師とした学習会「志位さんにきく 戦争への道をどう止め 平和をどうつくるか」を開催する。「世界がひどいことになるのではないか」「日本も戦争に巻き込まれるのではないか」といった、青年のなかに確実に広がる不安に正面から答えるこの企画を、各地での参加組織を大きく広げて成功させ、同盟員・青年がたかいたを広げていく一大跳躍台としていく。

（3）その他
特になし

以上

殺傷武器輸出の全面解禁、 次期戦闘機の共同開発と輸出を止めてください

——憲法9条にもとづき、武器輸出の禁止を求めます——

【請願主旨】

政府はいま、殺傷能力のある武器の最たるものである次期戦闘機の共同開発を、イギリス・イタリアと進めています。

2023年末、政府は防衛装備移転三原則と運用指針を改定し、殺傷能力のある武器輸出の規制を大幅に緩和しました。これにより、他国企業のライセンスを得て製造した武器の完成品を、ライセンス元国へ輸出できようになりました。続けて24年3月には、次期戦闘機を共同開発国以外の第三国に輸出可能としました。

共同開発相手のイギリスとイタリアにとって次期戦闘機は、欧州や中東に配備されているユーロファイター・タイフーンの後継機です。同機をイギリスから輸入したサウジアラビアは、国際人道法違反が指摘されるイエメンでの無差別攻撃に使用しました。サウジアラビアは次期戦闘機開発に参画する意向を示しており、国際紛争の助長に日本も直接加担しかねない事態です。

オーストラリアとは自衛隊の護衛艦を土台にした共同開発計画が浮上し、実現すれば殺傷武器である護衛艦の輸出に道を開きます。また、武器輸出の要件となる5類型の緩和など、さらなる拡大も狙われています。いま日本政府が進もうとしているのは、メイド・イン・ジャパンの武器が他国の人々の命を奪うという、日本国憲法の平和理念とは真逆の道です。日本が「死の商人国家」へと転落することを許すことはできません。

日本国憲法に基づく平和施策推進のため、以下求めます。

【請願事項】

- 1、日本・イタリア・イギリスで進める次期戦闘機の共同開発と輸出の計画プログラムから脱退してください。
- 2、殺傷能力を持つ武器の第三国輸出を禁止してください。
- 3、武器輸出を促進する「防衛装備移転三原則」を撤廃してください。
- 4、憲法9条にもとづき、一切の武器輸出を禁止してください。

名前	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

2025年1月開始

ボールペンやサインペンでお書きください。住所は「//」は使わず、番地までご記入ください。

送付先:〒105-0014 東京都港区芝 1-4-9 日本平和委員会宛て 電話 03-3451-6377

取扱い団体:

内閣総理大臣 石破 茂 様
防衛大臣 中谷 元 様

自衛官等及び陸自高等学校募集目的のための

自治体への名簿提供要請・住基台帳閲覧請求と、 戸別訪問の中止を求める要請書

自衛官等の募集のために、国・自衛隊が自治体に対し、本人の同意なしに募集対象者情報（18歳、22歳に達する若者の個人4情報、氏名・住所・生年月日・性別）の提供を求め、入手した情報を利用して募集を行う行為は、憲法13条に基づくプライバシー権を侵害します。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報への外部提供を原則禁止しており、自衛隊法97条と同施行令120条は個人情報への提供を求める根拠になりません。

2006年に住基法が改正され、それまで住民基本台帳の閲覧がだれでも可能であったことを改め、閲覧は原則禁止となりました。これはプライバシー権の重要性が広く認識されるようになってきた時代の変化を反映したものです。従って住基台帳の閲覧を許可するのはあくまで例外であり、その目的において極めて高い公共性が求められると同時に、閲覧の必要性に対する説明義務も求められます。この立場に立てば、国・自衛隊が自衛官等及び陸自高等工科学学校の募集のために、地方自治体に対し住基台帳の閲覧を請求する行為は、住基法11条の「法令で定める事務の遂行のために必要で場合」に該当しません。国・自衛隊の閲覧請求自体が違法と言わざるを得ません。

また、自衛隊は自衛官等の募集のために、高校3年生宅への戸別訪問活動を各地で行っています。職業安定法では新規学校卒業者に対する求人者の戸別訪問を禁止しています。職安法は自衛隊には適用されませんが、1982年に労働省・文部省（当時）は自衛隊に対してもこのルールを守るよう申し入れを行っています。自衛隊は新卒生徒を教育的に保護するこのルールを守るべきです。

今日の自衛隊は、集団的自衛権の行使容認、安保3文書改定による敵基地攻撃能力の保有によって大きく変質しています。自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務（賭命義務）があります。このような自衛隊への勧誘活動にさらされている若者の人権が著しく侵害されています。よって以下のことを要請します。

- 1、自治体への、自衛官等及び陸自高等学校募集目的のための名簿提供要請並びに住基台帳の閲覧請求を中止すること。
- 2、自衛官等及び陸自高等工科学学校募集目的のための戸別訪問を中止すること。自衛隊も企業・他の公務部門の採用ルールに従うこと。

氏名	住所

【呼びかけ及び署名集約先】日本平和委員会 〒105-0014 東京都港区芝 1-4-9 Tel.03-3451-6377
【取り扱い団体】

自衛隊名簿提供違憲訴訟について

国と奈良市による名簿提供、利用行為の違憲性・違 法性を判断し、原告の人権救済を求めらるる要請書

貴裁判所で係争中の自衛隊名簿提供違憲訴訟（令和 6 年（ワ）第 1 3 4 号）について要請します。奈良市在住の高校生（当時）が、勇気をふりしぼって、若者の個人情報を守れと、国と奈良市を提訴しました。

自衛官等募集のために、国・自衛隊が自治体に対し、本人の同意なしに募集対象者情報（18 歳、22 歳に達する若者の個人 4 情報、氏名・住所・生年月日・性別）の提供を求め、入手した情報を利用して募集を行う行為、及び地方自治体が国・自衛隊の要請に応じ名簿を提供する行為は、憲法 13 条に基づくプライバシー権を侵害します。国・自衛隊が自治体に対し違法な方法で名簿の提供を求めらるる行為、及び地方自治体が国・自衛隊のいいなりに住民の個人情報を提供する行為は、地方自治の原則を破壊する行為です。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しており、自衛隊法 97 条と同施行令 120 条は個人情報の提供を求めらるる根拠になりません。

今日の自衛隊は、集団的自衛権の行使容認、安保 3 文書改定による敵基地攻撃能力の保有により大きく変質しています。自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務（賭命義務）があります。このような自衛官等の募集のために、高校卒業予定者に対する職業紹介の規制も何らなされず行われていく名簿の提供・利用行為によって、原告の人権は著しく侵害されています。以上により、貴裁判所に以下の要請を行います。

- 1、 名簿提供の違憲性・違法性について、自衛隊の実態に基づき審理をつくすこと。
- 2、 憲法の理念に則り、原告の人権侵害を救済し国家賠償を認めること。

氏 名	住 所

【署名集約先】 〒639-1104 奈良県大和郡山井戸野町 9-6 奈良県平和委員会（裁判を支援する会事務局） Tel.0743-20-7183